



# 月報 愛知労働局



2015  
10月

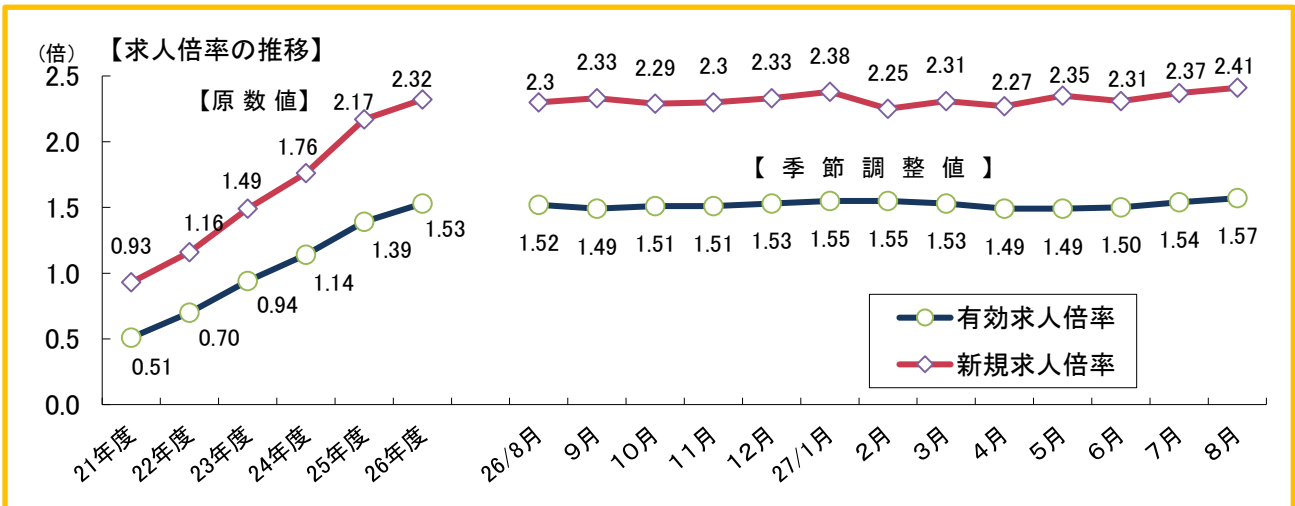
毎月第三稼働日 発行

- 最近の雇用情勢 平成27年8月 . . . . . 1
- 平成27年8月末現在の労働災害発生状況 . . . . . 1
- 秋の過重労働解消キャンペーン . . . . . 2
- 女性活躍推進法が成立しました . . . . . 2
- 改正労働派遣法、平成27年9月30日施行 . . . . . 3
- 「愛知ブランド企業・若者応援宣言企業 秋の就職フェア」を開催しました . . . 3
- あいちマザーズハローワークが就職応援ミニフェアを開催しました . . . . . 4
- 障害者就職面接会、障害者雇用促進セミナーを開催しました . . . . . 4
- 今後予定している主なイベントについて . . . . . 4

## 最近の雇用情勢 平成27年8月 職業安定課 ☎052-219-5578

### 有効求人倍率は3か月連続で上昇 緩やかな改善が続く

- 有効求人倍率（季節調整値） 1.57倍 対前月+0.03ポイント
  - ・3か月連続で前月を上回った。
  - ・有効求人数は増加（前月比2.7%増）、有効求職者数も増加（前月比0.4%増）。
- 新規求人倍率（季節調整値） 2.41倍 対前月+0.04ポイント
  - ・2か月連続で前月を上回った。
  - ・新規求人数は増加（前月比0.7%増）、新規求職者数は減少（前月比1.2%減）。



## 平成27年8月末現在の労働災害発生状況 安全課 ☎052-972-0255

| 業種        | 年別 | 平成27年 (人)         | 平成26年同期 (人)       | 平成26年同期比 (人)     | 増減率 (%)     |
|-----------|----|-------------------|-------------------|------------------|-------------|
| 製造業       |    | 1,100 (4)         | 1,133 (8)         | -33 (-4)         | -2.9        |
| 建設業       |    | 374 (7)           | 417 (10)          | -43 (-3)         | -10.3       |
| 陸上貨物運送事業  |    | 525 (6)           | 488 (2)           | 37 (4)           | 7.6         |
| 小売業       |    | 346 (2)           | 434 (2)           | -88 (0)          | -20.3       |
| 通信業       |    | 77 (0)            | 90 (2)            | -13 (-2)         | -14.4       |
| 社会福祉施設    |    | 145 (0)           | 145 (0)           | 0 (0)            | 0.0         |
| 飲食店       |    | 136 (0)           | 144 (0)           | -8 (0)           | -5.6        |
| 清掃・と畜業    |    | 163 (2)           | 172 (3)           | -9 (-1)          | -5.2        |
| 上記以外の事業   |    | 663 (4)           | 657 (3)           | 6 (1)            | 0.9         |
| <b>合計</b> |    | <b>3,529 (25)</b> | <b>3,680 (30)</b> | <b>-151 (-5)</b> | <b>-4.1</b> |

※( )内は死亡者数で内数である。

労働災害の発生件数は、合計で4.1%の減少となっていますが、8月単月では、562件と昨年同月に比べて12.6%増加しました。

また、先月同様、陸上貨物運送事業が増加しており（7.6%増加）、今後、荷主に対する安全対策の講習会を実施する等、安全指導を行うこととしています。

## 秋の過重労働解消キャンペーン

監督課  
☎052-972-0253

### セミナー・シンポジウムにご参加ください！

愛知労働局では、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた対応として、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン期間」と定め、各種セミナー・シンポジウムを開催します。

#### 10月のセミナー・シンポジウム等

##### ★過重労働解消のためのセミナー

平成27年10月8日(木)13:30～16:00 ウィンクあいち

##### ★全国産業安全衛生大会 2015 in 名古屋「特別イベント」

～過重労働防止から「働き方改革」まで 愛知労働局の取組～

平成27年10月29日(木)13:00～16:00 吹上ホール

過重労働解消相談ダイヤル  
11月7日(土)午前9時から17時まで  
**0120-794-713**

愛知県内一斉ノー残業デーの実施  
11月18日(水)

◎詳しくは愛知労働局ホームページ  
をご覧ください。

[http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news\\_topics/event/event\\_2015/27090901.html](http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/event/event_2015/27090901.html)

#### 11月のセミナー・シンポジウム等

##### ★働き方・休み方改革シンポジウム

平成27年11月4日(水)14:00～17:00 デザインホール

##### ★過労死等防止対策推進シンポジウム

平成27年11月23日(月)13:00～16:00 名古屋国際ホール

##### ★働き方・休み方改革セミナー

平成27年11月24日(火)14:00～16:00 岡崎地方合同庁舎

## 女性活躍推進法が成立しました

雇用均等室  
☎052-219-5509

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

301人以上の労働者を雇用する事業主の方は、指針及び政省令が策定された後、平成28年4月1日までに、  
①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要があります。

具体的には、

#### (1) 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析

(分析する課題：①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性割合)

#### (2) その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表

(行動計画に盛り込む項目：①計画期間 ②数値目標 ③取組内容 ④取組の実施時期)

#### (3) 自社の女性の活躍に関する情報の公表（300人以下の中小企業は努力義務）

(公表された女性の活躍状況に関する情報は、厚生労働省のホームページにおいて公表予定)

のご準備をお願いします。

また、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。認定マークについては、今後、定める予定です。

◎ 女性活躍推進法特集ページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



常用代替を防止するとともに、派遣労働者のより一層の雇用の安定、キャリアアップを図るため「改正労働者派遣法」が平成 27 年 9 月 30 日、施行されました。

～改正労働者派遣法の説明会の日程を裏面に記載しています～

## 【改正労働者派遣法】概要

### 1. 派遣事業の健全化

- 特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別を廃止し、全ての労働者派遣事業を許可制。

### 2. 派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ

- 派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続の推進措置（派遣元の義務）
  - ① 派遣労働者に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリア・コンサルティング
  - ② 派遣期間終了時の派遣労働者の雇用安定措置※（雇用を継続するための措置）  
（3年経過時は義務、1年以上3年未満は努力義務）

### 3. 労働者派遣の位置付けの明確化

- 労働者派遣法の運用に当たり、派遣就業が臨時的・一時的なものであることを原則とするとの考え方を考慮。

### 4. より分かりやすい派遣期間規制への見直し

- 改正前の制度では専門業務等のいわゆる「26業務」には期間制限がなく、その他の業務には最長3年の期間制限があるが、分かりやすい制度とするため、これを廃止し、新たに以下の制度を創設。
  - ① 事業所単位の期間制限  
派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受入れは3年を上限。それを超えて受け入れるためには過半数労働組合等からの意見聴取が必要。異議があった場合には対応方針等の説明義務。
  - ② 個人単位の期間制限  
派遣先の同一の組織単位（課）における同一の派遣労働者の受入れは3年を上限。

### 5. 派遣労働者の均衡待遇の強化

- 派遣元と派遣先双方において、派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇確保のための措置を強化。

◎詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386.html>

## 「愛知ブランド企業・若者応援宣言企業 秋の就職フェア」を開催しました

職業安定課  
☎052-219-5578

9月24日（木）ウイंकあいちにおいて、新規大学等卒業予定者及び35歳未満の若年求職者を対象とした就職フェアを開催しました。

愛知県と愛知労働局の連携により、ものづくり王国愛知を支える製造業の「愛知ブランド企業」と若者の採用・育成に積極的な「若者応援宣言企業」80社による企業説明会を実施しました。

また、行政及び業界団体等を集めた各種相談コーナーを10コーナー出展することで、来場者の就職機会の拡大と参加企業の人材確保の支援を行ったものです。

当日は、283名もの来場者が訪れ、積極的に参加企業のブースを訪問し、熱心に人事担当者の説明を聞いていました。

参加企業のアンケートには「前向きな方が多くいた」、「大変有意義でした」、「弊社に興味を持ってもらう良い機会となりました」、「この時期のイベント開催は毎年ありがたいと感じております」といった感想が寄せられました。



愛知ブランド企業・若者応援宣言企業 秋の就職フェア2015の様子

子育て中の女性等向けの「事務職限定」就職フェアを開催しました。



マザーズ就職応援ミニフェアの様子

平成27年9月11日(金)に、あいちマザーズハローワーク主催による「マザーズ就職応援ミニフェア」を開催しました。今回は、マザーズハローワークとして初めての「事務職限定」の就職フェアで、企業12社に対し、子育て中の女性等71名が来場し、各ブースにおいて説明を受けました。また、同時開催のセミナーにも16名の方が参加し、企業に応募する前の心構えについて受講しました。



障害者就職面接会、障害者雇用促進セミナーを開催しました

毎年9月は「障害者雇用支援月間」です。この時期にあわせ、就職を希望する障害者と企業の橋渡しとなるイベントを開催しました。

就職を希望する障害者の方々と、障害者雇用に取り組んでいる企業が一堂に会した就職面接会を9月2日(三河地区:刈谷市産業振興センター)、16日(名古屋地区:愛知県体育館)に実施しました。両会場で企業217社、障害者754名が参加し、述べ2,035件の面接が行われました。



あいさつする藤澤局長

年々、精神障害者の参加が増えており、精神障害者の方の積極的な社会参画の姿勢がうかがえました。

障害者の就職促進・就業機会の拡大と障害者雇用率の向上について、企業の方々の理解を得るため、9月29日には「障害者雇用促進セミナー」(於:愛知県産業労働センター)を開催しました。セミナーには名古屋市内を中心に680社が参加しました。

冒頭、藤澤局長が参加企業に対し、①障害者雇用率達成、②精神障害者の雇用促進、③28年4月1日に施行予定の改正障害者雇用促進法にもとづく「障害者への差別の禁止」と「合理的配慮の提供義務」を呼びかけました。

また、障害者雇用に積極的な2企業の事例紹介と28年4月1日に施行予定の改正障害者雇用促進法について解説を行い、障害者雇用への理解を求めました。



障害者就職面接会の様子

～ 今後予定している主なイベントについて ～

|                                     |                 |                   |                                      |  |
|-------------------------------------|-----------------|-------------------|--------------------------------------|--|
| 10/7(水)                             | 14:00～<br>16:00 | 改正労働者派遣法説明会       | 名古屋市公会堂<br>大ホール                      | 需給調整事業部<br>052-219-5587                                  |
| 10/7(水)                             | 14:00～<br>15:30 | 労働者派遣事業 新規説明会     | 名古屋広小路ビルディング6階<br>需給調整事業部<br>セミナールーム | 需給調整事業部<br>052-219-5587                                  |
| 11/4(水)                             |                 |                   |                                      |  |
| 10/13(火)                            | 13:30～<br>16:00 | 高年齢者雇用推進セミナー2015  | 愛知県産業労働センター<br>ウイंकあいち<br>5階 小ホール2   | 主催:愛知県就業促進課<br>052-954-6367<br>職業安定課(協催)<br>052-219-5505 |
| 10/13(火)                            | 14:00～<br>16:00 | 改正労働者派遣法説明会       | 刈谷市総合文化センター<br>大ホール                  | 需給調整事業部<br>052-219-5587                                  |
| 10/14(水)                            |                 |                   |                                      |  |
| 10/13(火)                            | 13:00～<br>17:00 | 外国人留学生就職フェア       | 愛知県産業労働センター<br>ウイंकあいち<br>7階展示場      | 名古屋外国人雇用<br>サービスセンター<br>052-264-1901                     |
| 10/27(火)                            | 13:00～<br>16:00 | 平成28年3月新規高卒者企業説明会 | 刈谷市産業振興センター<br>あいおいホール               | 職業安定課<br>052-219-5505                                    |
| 10/31(土)                            | 13:00～<br>16:00 | あいち福祉フェア2015      | 中小企業振興会館(吹上ホール)<br>第2ファッショ展示場        | 職業安定課<br>052-219-5505                                    |
| ※秋の過重労働解消キャンペーンに係るセミナー等はP2をご参照ください。 |                 |                   |                                      | 監督課<br>☎052-972-0253                                     |

編集・発行 愛知労働局 総務部 企画室

〒460-8507 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号(名古屋合同庁舎第2号館2階)

TEL(052)972-0252 FAX(052)961-5798

<ホームページ> <http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>